

規制改革会議 生活基盤タスクフォース 貸金業法の改正：国際的な視点

2008年7月30日

日本ゼネラル・エレクトリック(株)
取締役
土屋 泰昭



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

本日の内容

- 改正貸金業法の積極的効果
- 海外メディアの反応
- 上限金利に関する国際比較
- 英国貿易産業省 (DTI) レポート
- 貸出総量規制
- リスクに基づいた貸付条件
- 信用情報機関制度
- 貸金業法の事業金融への適用について
- まとめ



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

改正貸金業法の積極的効果

- 日本貸金業協会の発足（自主規制基本規則等施行）
- 罰則強化（無登録営業、広告規制等）
- 登録要件の強化
- 取立規制の強化
- 行為規則の強化（虚偽・重要事項不告知等の禁止）
- 業務改善命令の導入
- 財産的基礎要件の引き上げ
- 指定信用情報機関制度の創設
- 貸金業務取扱主任者の必置化

改正貸金業法は業界のコンプライアンス向上に貢献



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

海外メディアの反応

改正法の積極的効果にもかかわらず、海外メディアの反応は必ずしも好意的ではない。

理由としては、改正貸金業法が上限金利、貸出総量規制等の点で必ずしも欧米の基準と合致していないためと考えられる。

上限金利に関する国際比較

2006年6月1日現在

| | 日本 | 米国(連邦レベル) | 英国 | ドイツ | フランス |
|--------|---|--|---|---|--|
| 上限金利規制 | 上限規制あり | 規制なし | 規制なし | 規制(判例)あり | 上限規制あり (消費法典(刑事・民事)) |
| | <u>利息制限法(民事)</u> ・ 10万円未満 20% ・ 10万円以上 100万円未満 18% ・ 100万円以上 15% <u>出資法(刑事)</u> ・ 事業者 20% (注2) | ・ 最高裁判例(1978年)により、連邦法免許銀行は、その本店登記の州の金利を全米に適用できる。(金利の輸出) ・ 現状、多くの銀行が上限金利規制の無い州に本店を登記しており、実質、上限金利規制は無い。 | ・ ただし、消費者信用法により、暴利的信用取引であると認める場合には、裁判所は、契約を再締結させることができる。 ・ 刑事法的観点からの規制はなし。 | ・ 中央銀行が月次で発表する市場金利の2倍(市場金利が12%以上の場合は+12%)が上限金利(それ以上は民事上無効)。 ・ 刑法上の上限金利も同様。 <u>2006年3月の上限金利</u> リボルビング 21.18% 月次約弁付 15.06% | 中央銀行が四半期ごとに発表する平均包括実質利率を3分の1以上上回る利率は暴利的利率とされる(民事上無効・刑事上処罰)。 (注3) <u>2008年第3四半期の上限金利</u> 1,524ユーロ以下 20.76% 1,524ユーロ超 9.68%~20.51% |
| 金利の定義 | 出資法・利息制限法で若干の差はあるものの、基本的には全ての金銭的費用は金利に換算する。 | 借り手が実際に支払う金利に加えて、ローンポイントや手数料などが含まれる。 延滞関連費用は金利には含まれない。 | 法的な上限金利なし | 借入人のオプションによる費用(保険)、会員費、通信費、各種証明書発行費、延滞に伴う手数料もしくは延滞金利は上限金利とは別に請求可能。但し、手数料等は全て契約書に明記しなければならない。 | ローン実行時に、想定される必要な経費は全て金利扱い。期前返済手数料・延滞手数料・各種通信費は金利とは別に請求可能。 但し、延滞利息に関しては、算定式が法定されている。 |
| 遅延の取扱い | 自己破産、特定調停、民事再生、任意整理などの方法で対処。 延滞関連費用は、20%(注2)の上限金利に含まれる。 | 債務者は破産申立前6か月以内に破産管財人の認可を受けた債務カウンセリング教育を受ける義務がある。 また破産申請時には、資力テストを受け、弁済能力がないと認められた場合のみ、債務免除がなされる。 | Citizen Advice Bureauを介した様々な調停の結果、自己破産の数は少ない。 | 延滞後3ヶ月目に貸し手は借り手の給与や社会的給付を差し押さえる権利が付与される。 | 個人信用情報は中央銀行の管理下で運営。延滞情報は中央銀行の特定問題債権データベース(FICP)もしくは銀行取引停止データ(IB)に登録される。登録後5年間は銀行取引及びクレジット会社の取引が制約される。 |

2006年6月日本ゼネラル・エレクトリック(株)調査に基づく



(注1) ちなみに、上記以外の主要国での上限金利規制は、ロシア：上限金利規制なし、カナダ：60%、韓国：49%(2008年7月現在)、オーストラリア：43%、イタリア：17.74%~26.06%(但し変動性)となっている。

(注2) 金利規制の改正完全施行の場合、20%。2006年6月調査時は29.2%。

(注3) 2008年7月現在の利率に修正。

英国貿易産業省 (DTI) レポート

- 上限金利規制を導入すべきかを判定するために、DTIは詳細な調査を実施(2004年)
- DTIレポートの主要なまとめ
 - 緊急時に備えたり、大きな買物のための資金を得るためのクレジットの必要性はどこの国でもある。
 - 上限金利を適用している市場では、付随コスト、延滞利息等の適用によって価格(金利)の透明性が低い。
 - 上限金利を適用している市場では、クレジット商品の多様性が少なく、低所得者層が利用できる範囲も狭い。
 - 上限金利を適用しているフランスおよびドイツでは、債務不履行の後に厳しい制裁適用がなされ、深刻な問題により多く直面している。
 - フランスおよびドイツでは、信用履歴に傷のある者は違法な貸付業者を利用する可能性が高い。(次ページ参照)



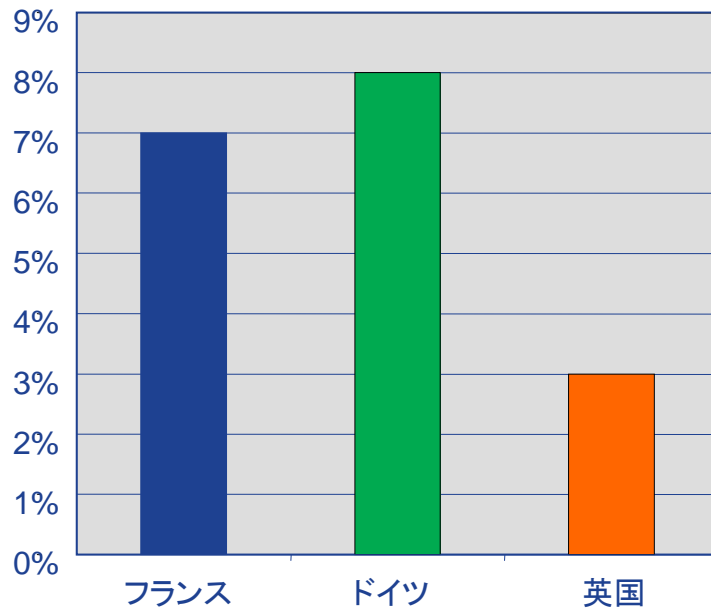
GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

DTIレポート(抜粋)

ヤミ金融市場: ドイツとフランスでは、ヤミ金融の貸付が占める割合は、英国の2倍

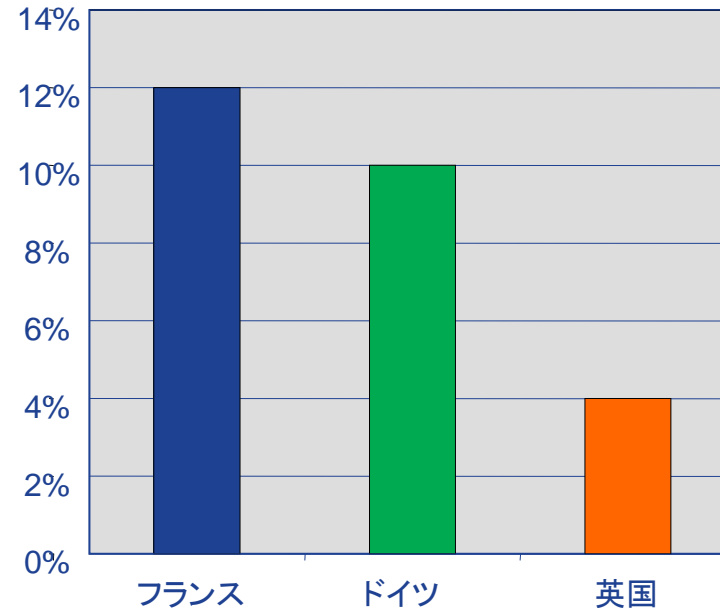
フランス・ドイツ・英国での信用履歴に傷がある人に対する違法な貸付の割合



対象: 信用履歴に傷がある人

出典: Taylor Nelson Research for Policis 2004

フランス・ドイツ・英国でのクレジットを拒否された人に対する違法な貸付の割合



対象: ローンを拒否された人

出典: Taylor Nelson Research for Policis 2004



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

貸出総量規制

日本

- 年収3分の1規制が改正貸金業法の完全施行時に導入予定。

米国

- 年収に基づく貸出総量規制はない。
- 連邦金融検査協会のガイドラインは、借手の返済能力をスコア、過去の所得履歴、およびその他の要因を用いて審査することを推奨しており、年収という一つの要因には依存していない。
- 信用情報機関を活用して貸出総量を自主的に判定しているケースが多い。

英国

- 年収に基づく貸出総量規制はない。
- 信用情報機関を活用して貸出総量を自主的に判定しているケースが多い。

フランス

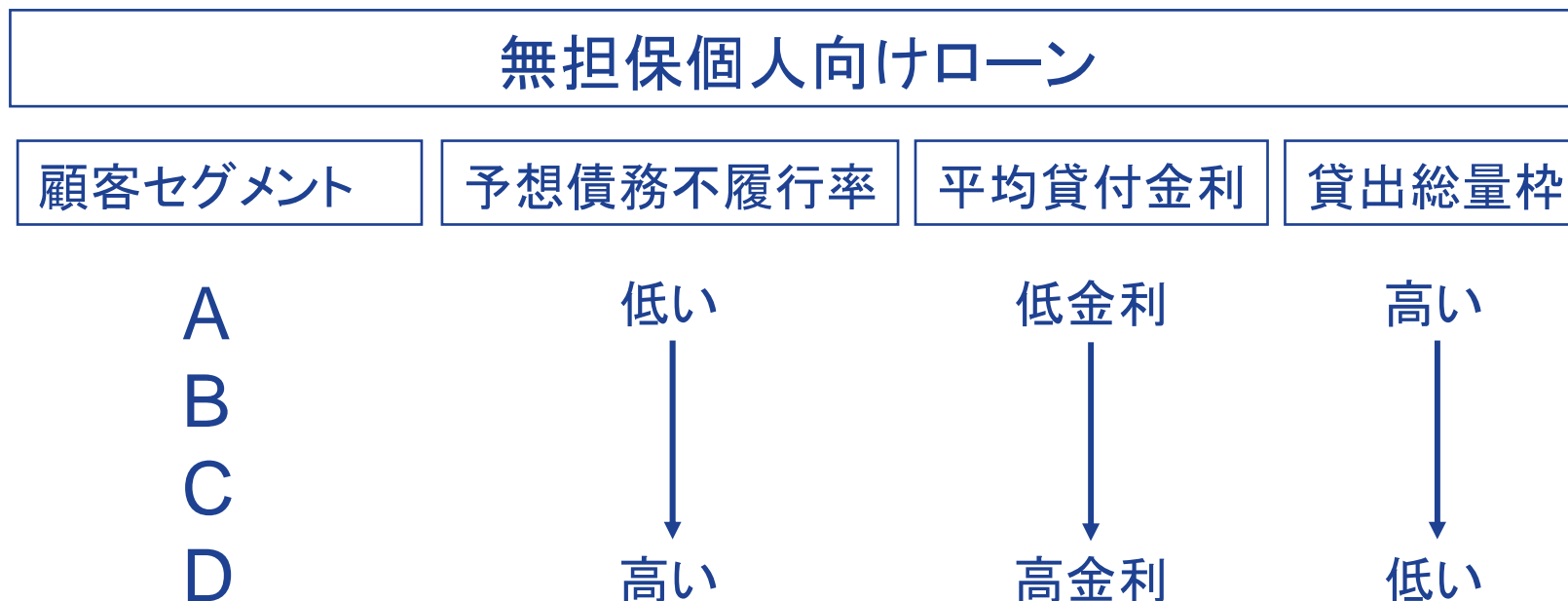
- 年収に基づく貸出総量規制はない。
- 借手の支払能力を超えた過剰融資に対して貸手は責任を負うことがある。



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

Risk Based Pricing (リスクに基づいた貸付条件)



- 顧客はクレジット・スコアに基づいてセグメントに分けられる。
- 各セグメントは予想債務不履行率をもつ。
- 平均貸付金利、貸出総量枠は予想債務不履行率に対応している。



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

信用情報機関制度

米国

クレジットビューローは民間企業。クレジットビューローを使用することは法律で強制されていないが、90%以上の金融機関が利用している。ブラック情報(延滞・焦付き履歴情報)のみならず、ホワイト情報(健全取引履歴情報)も全てカバーされている。

英国

信用照会所(Credit reference agencies)は民間企業。ブラック情報(延滞・焦付き履歴情報)のみならず、ホワイト情報(健全取引履歴情報)も全てカバーされている。

フランス

FICP がフランス中央銀行が運営する国内唯一の信用情報データベース。金融機関は貸付実行前にこのデータベースを参照することが求められている。また全ての金融機関は顧客の債務返済に関わる事故情報を報告することが求められている。(ブラック情報のみ)フランスのモデルでは、否定的な信用情報のみの報告が求められている。

ドイツ

SCHUFA が実質的に全ての信用情報を保有している。貸金業者にはSCHUFAを利用したり、報告したりする義務はない。



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ

貸金業法の事業金融への適用について

- 規制改革による、資金供給者(銀行及びノンバンク)の間の競争促進
 1. 消費者には有益と考えられる、借主及び保証人に対する書面交付義務(各融資実行時含)が、借主が大企業である場合にも同様に適用される
 - コスト増により流動性に影響
 - 大企業に関しては特に有益とは考えられない
 2. 貸金業者からの債権譲受人は、他の法律により融資／債権回収につき規制されている場合においても、貸金業法上の各種規制に服する(帳簿保存・閲覧、書面交付など)
 - シンジケーション市場における流動性に影響
 - 銀行及びノンバンクが案件で同様の役割を果たす場合にもその前提としての対等な条件が確保されていない

消費者向けとはニーズが異なる大企業間の契約につき、
一定の適用除外を検討すべき



GE in

想像をカタチにするチカラ

まとめ

- **改正貸金業法の積極的効果**

改正貸金業法は多くの点で積極的役割を果たし、業界のコンプライアンス向上に貢献している。特に、日本貸金業協会の発足（自主規制基本規則等施行）、指定情報機関制度の創設、業務改善命令の導入、財産的基礎要件・登録要件の強化、貸金業務取扱主任者の必置化は大きな役割を果たすと考える。

- **海外メディアの反応**

改正法の積極的効果にもかかわらず、海外メディアの反応は必ずしも好意的ではない。理由としては、改正貸金業法が上限金利、貸出総量規制等の点で必ずしも欧米の基準と合致していないためと考えられる。

- **上限金利・貸出総量規制の国際比較**

日本、米国、英国、フランスについて国際比較を示した。参考データとして、ドイツ、ロシア、カナダ、韓国、オーストラリア、イタリアの上限金利規制を示した。

- **信用情報機関制度**

米国や欧州では、信用情報機関を活用して貸出条件を決め、債務の適正化を図っている。我が国でも信用情報機関を充実させ、リスクに基づいた貸付要件の設定を行うことができるようにすることが重要と考える。

- **事業貸付**

改正貸金業法において、銀行及びノンバンクの競争を促進して流動性を増大させるべく規制改革を行うことが重要である。このために、大企業間における契約について、16条の2、17条、18条、24条の適用を除外することを検討すべきである。



GE imagination at work

想像をカタチにするチカラ